

容器包装リサイクル制度の概要

- 1 法律の概要
- 2 容器包装リサイクル法のしくみ
- 3 対象容器包装の追加
- 4 対象事業者の拡大
- 5 指定法人ルートのフロー
- 6 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の関係について
- 7 基本方針の概要
- 8 特定事業者の再商品化義務量の算定
- 9 識別表示について

1 法律の概要

1 - 1 法律の趣旨

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、同年12月に一部施行、平成9年4月から本格施行されている。

容器包装リサイクル法において、ごみについて、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとしたところである。

1 - 2 制度の概要

(1) 対象容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、紙パック、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装及び段ボールとなっている。

缶、びん、ペットボトル及び紙パックについては、平成9年4月から、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装及び段ボールについては、平成12年4月から、法律の対象となっている。

(2) 消費者、市町村及び事業者の役割（基本的な役割分担）

容器包装リサイクル法においては、容器包装廃棄物の排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。

(3) 分別収集と再商品化の計画的推進

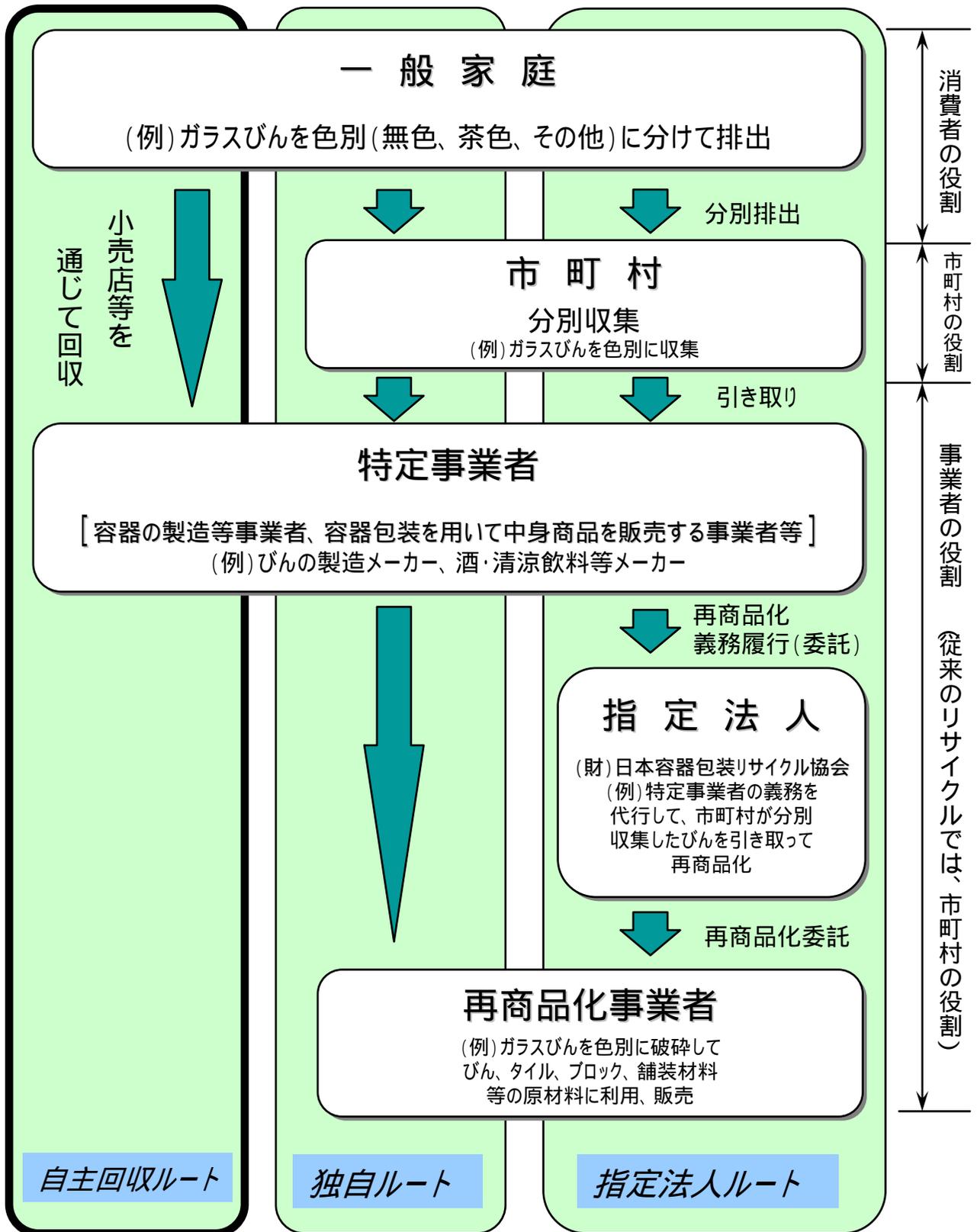
分別収集と再商品化を計画的に推進するため、国は、再商品化の見込量を明らかにした再商品化計画を策定し、市町村は、これを勘案して分別収集計画を策定して分別収集を実施する。

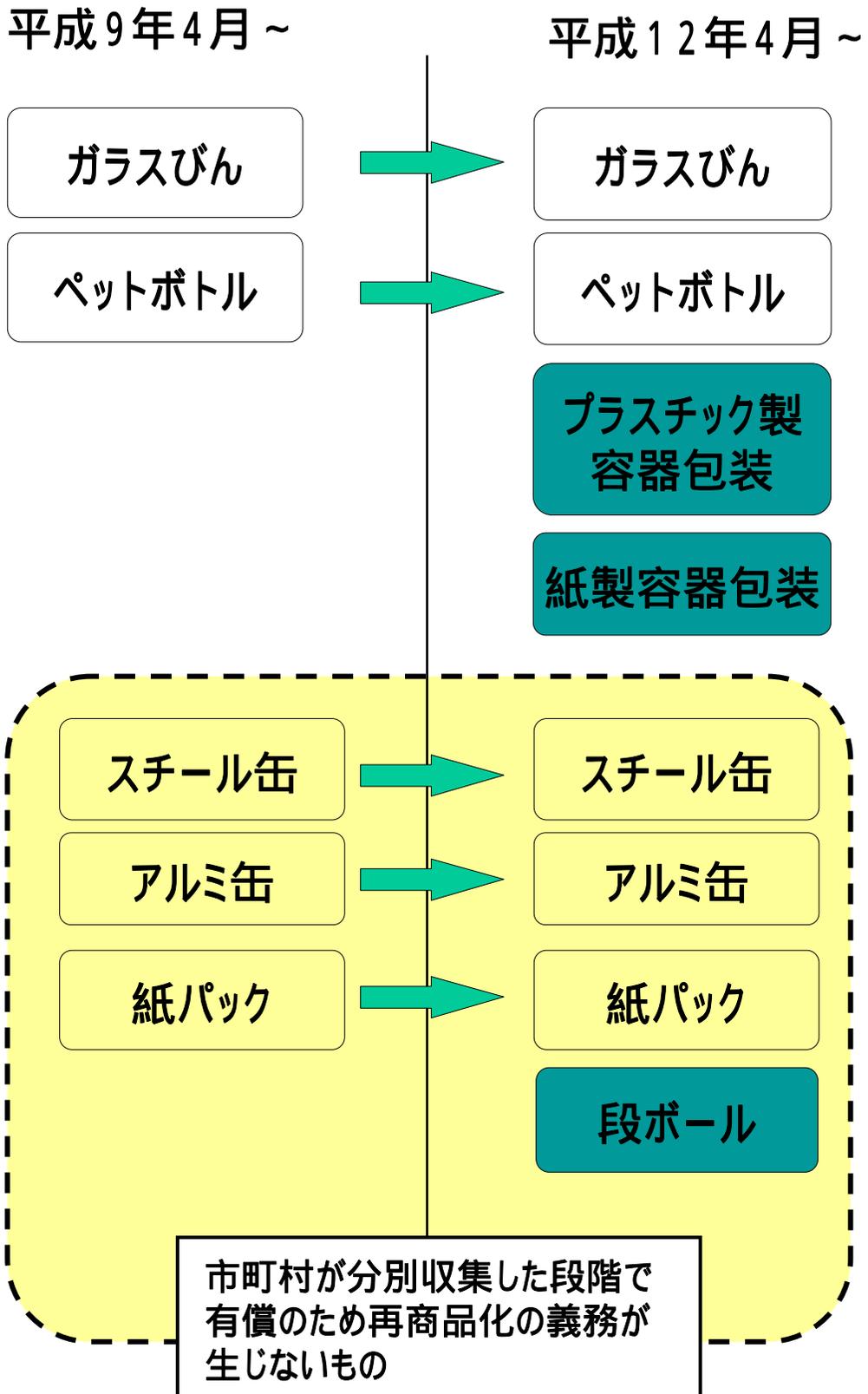
(4) 事業者の再商品化の義務履行

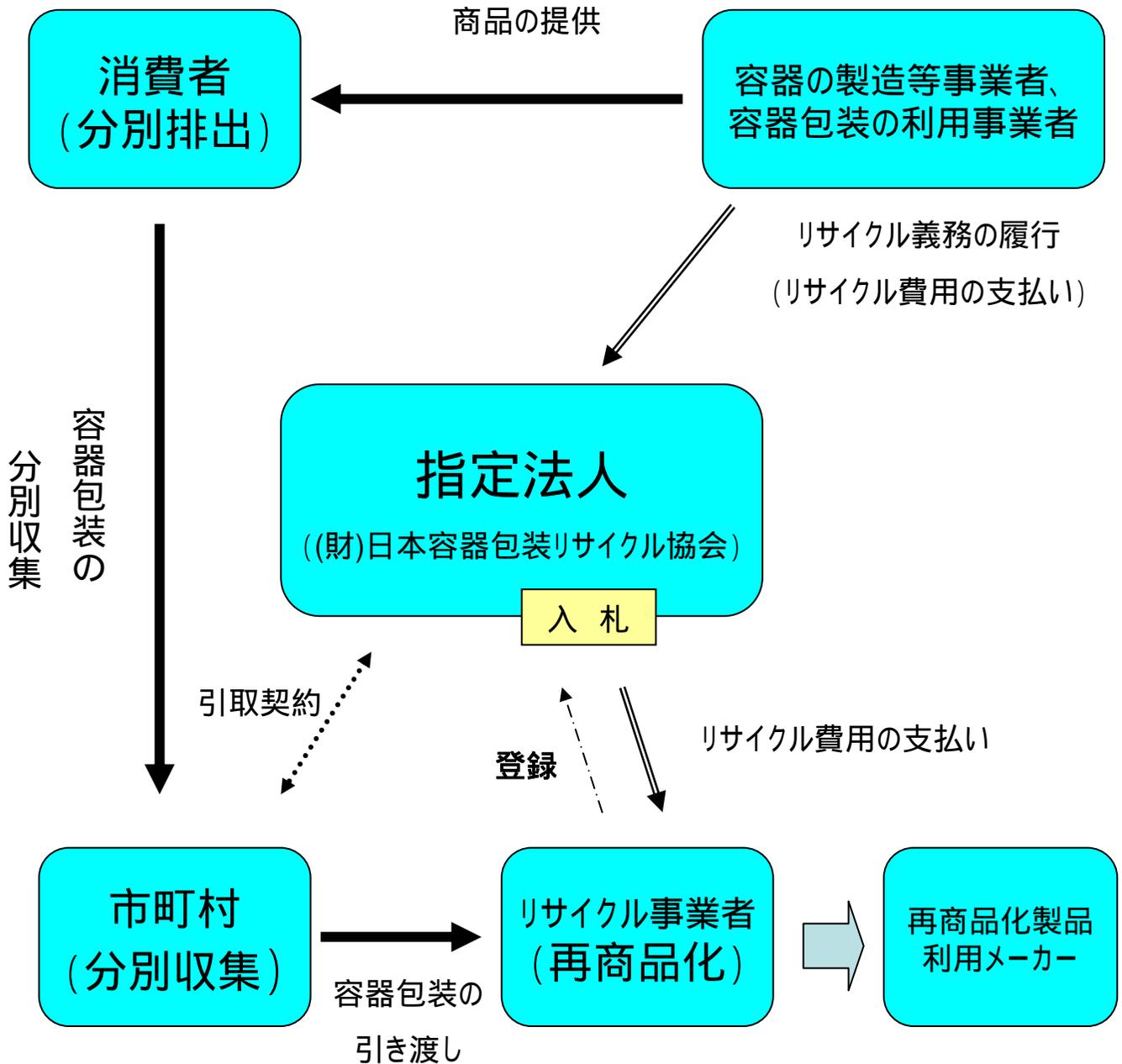
事業者は、全国の分別収集見込量と再商品化見込量を踏まえて定められた再商品化義務総量のうち、容器包装の使用量に応じて、市町村が分別収集したものを引き取り、一定の方法で再商品化する義務を負う。事業者は、義務履行を代行する指定法人（(財)日本容器包装リサイクル協会）に委託費を支払うことにより、義務を履行することができる。

事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装

2 容器包装リサイクル法のしくみ

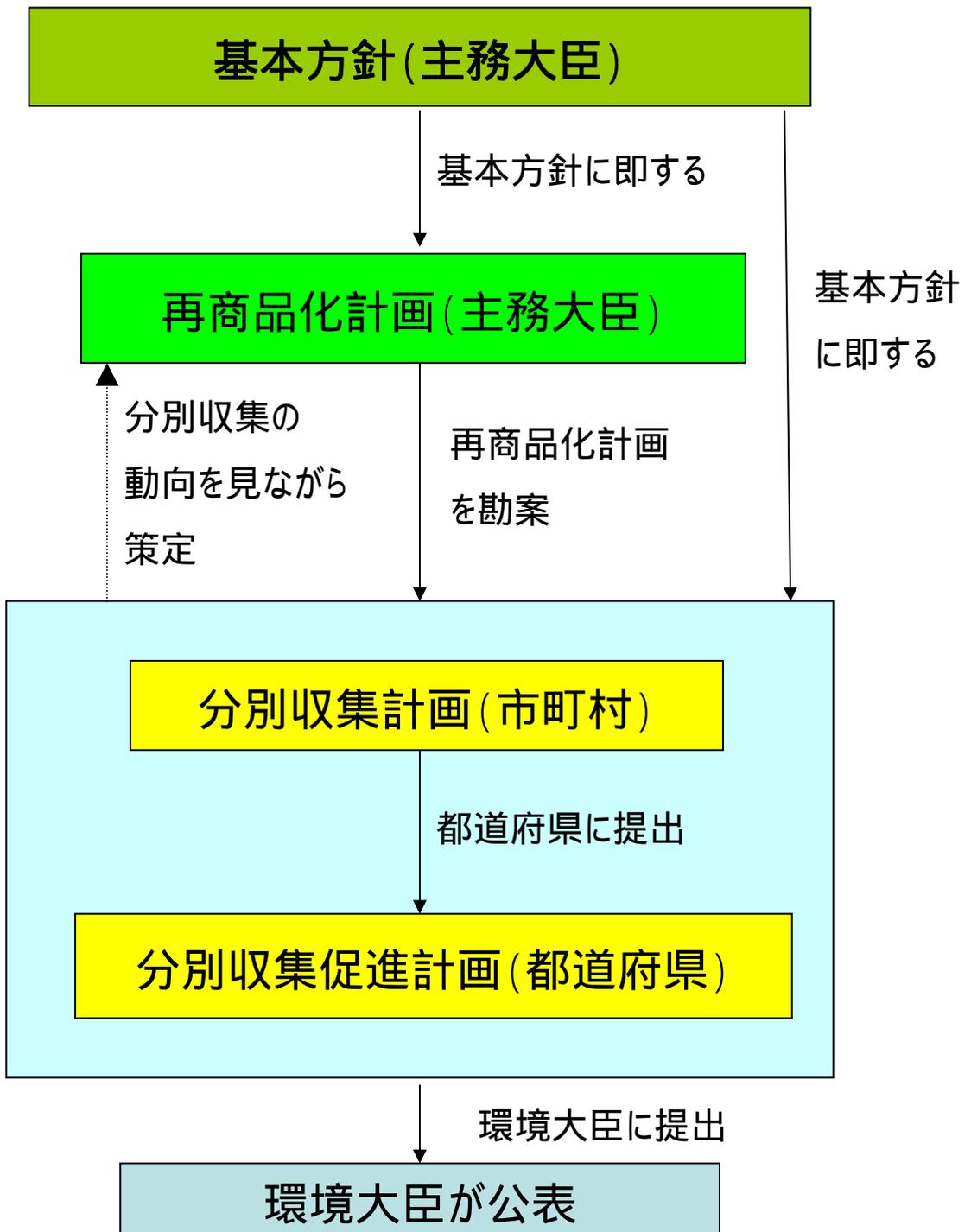






→ 容器包装の流れ

==> 再商品化費用の流れ



分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

- 製品の開発、製造から消費、廃棄等に至る各段階において環境負荷の少ない経済社会システムの構築
- 容器包装廃棄物の排出抑制、積極的な分別収集と再商品化の促進、再商品化で得られた物の積極的な利用
- 消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という適切な役割分担の下での積極的な参加

排出抑制のための方策

消費者は買物袋の持参等
国は排出抑制方策等の調査研究等
事業者は発生抑制、規格化等の工夫等

分別収集に積極的に取り組むべき地域、分別収集の促進のための方策

最終処分場のひっ迫等の市町村で積極的に取り組むべき分別収集計画の策定に当たっては、再商品化施設の立地状況等を勘案
消費者は市町村の分別の基準に従い排出
市町村は分別排出の基準の設定・周知、施設及び体制の整備
国は必要な資金の確保や情報の提供、技術的な支援等

分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策

再商品化可能量の拡大が必要
国は必要な資金の確保、分別基準適合物の再商品化の促進
事業者は、再商品化等が容易な容器包装の使用等国、事業者、消費者は再商品化等をして得られた物の利用を促進
地方公共団体は国の施策に準じ必要な措置

円滑かつ効率的な分別収集及び再商品化に必要なとされる調整

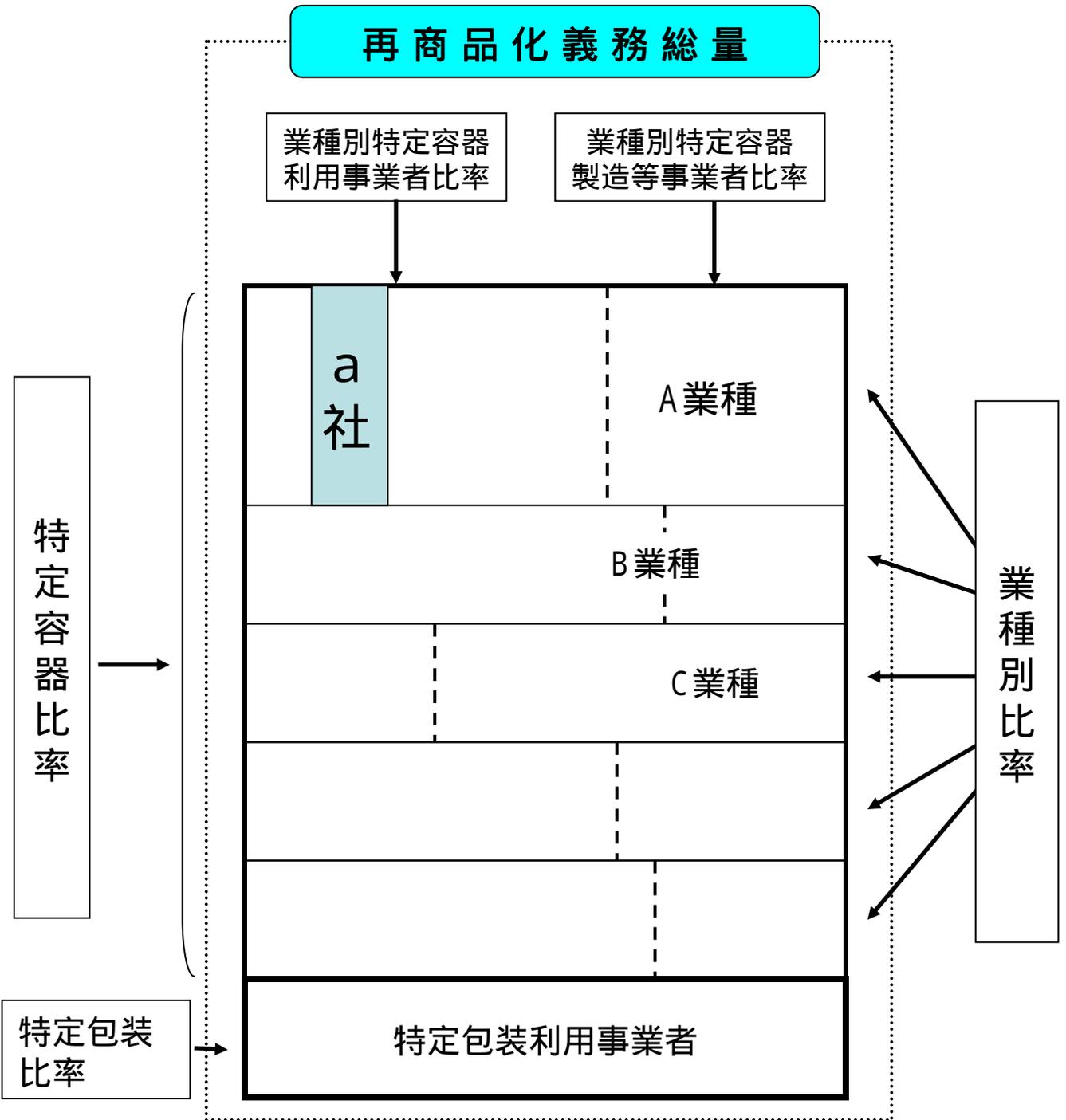
国は分別収集見込量に対応した再商品化計画を策定
市町村は分別収集計画を定めるに当たって再商品化計画等を勘案
事業者は再商品化計画に沿って再商品化可能量を増加させるよう努力又は協力

再商品化等の促進の意義に関する知識の普及

環境教育、環境学習、広報活動等
国民への情報提供

その他重要事項

ライフサイクルアセスメントの手法の調査研究
環境負荷を視野に入れた製品開発等法の趣旨等の国民への周知



特定容器利用事業者に按分された義務量のうち、a社が再商品化すべき比率

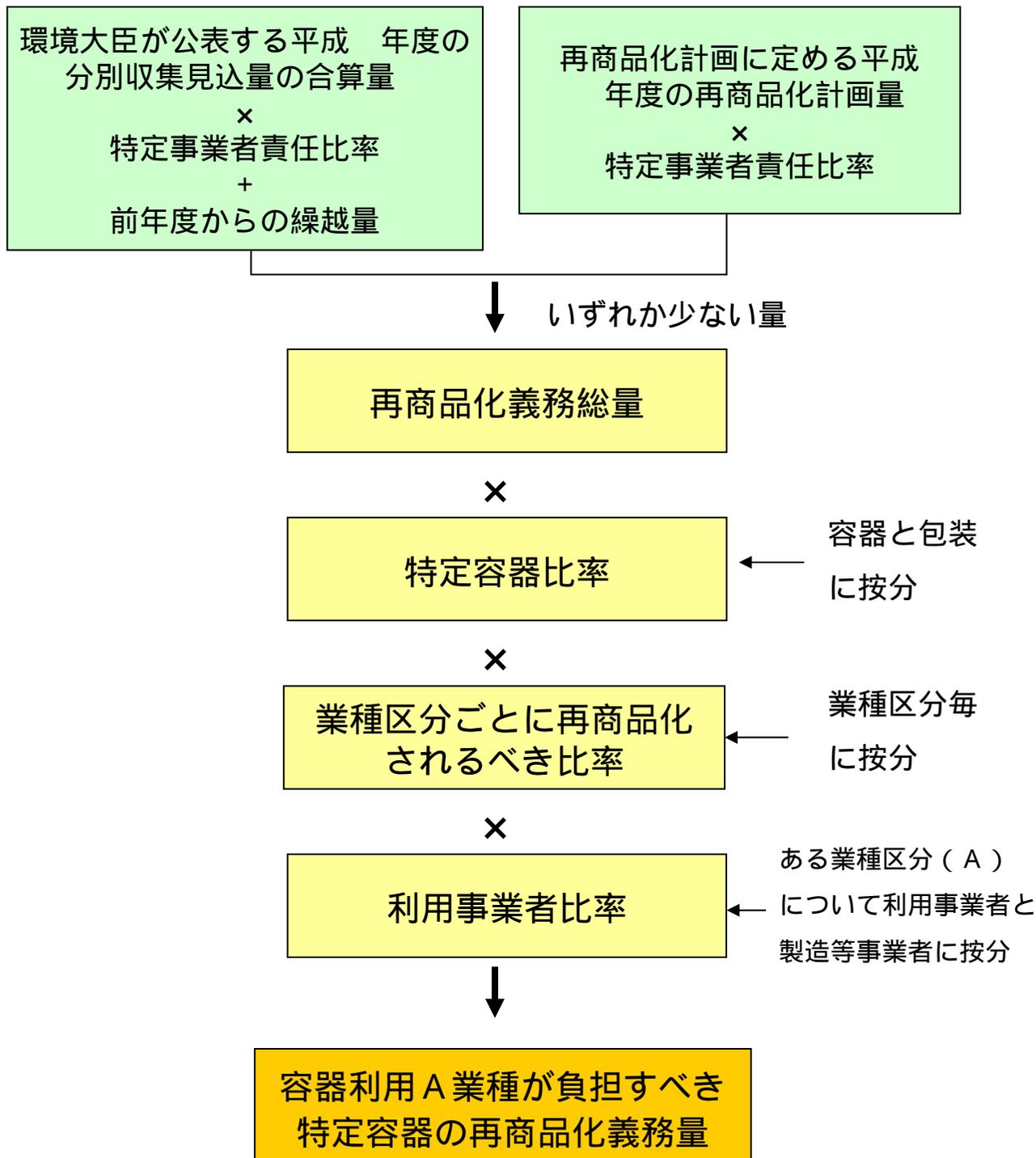
=

個別特定容器利用事業者
排出見込量

業種別特定容器利用事業者
総排出見込量

<業種の区分ごとの再商品化義務量の算定>

A業種のうちで、特定容器利用事業者である者が
再商品化する必要のある総量を算定する場合



<個々の特定容器利用事業者の再商品化義務量の算定>

前ページに引き続き、さらに個々の特定容器利用事業者が
再商品化する必要のある量を算定する場合

$$\begin{array}{l} \text{個々の特定容器} \\ \text{利用事業者の} \\ \text{再商品化義務量} \end{array} = \begin{array}{l} \text{容器利用 A 業種} \\ \text{が負担すべき} \\ \text{特定容器の} \\ \text{再商品化義務量} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{個々の特定容器利用} \\ \text{事業者の排出見込量} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{容器利用 A 業種の} \\ \text{総排出見込量} \end{array}}$$

個々の特定容器利用事業者の容器包装廃棄物の排出見込量

自主算定方式

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、
・自ら回収する量等
・その他容器包装廃棄物として排出されない量
を差し引いた量を排出見込量とする。

簡易算定方式

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、
省令で定める容器包装廃棄物比率を乗じた量とする。

9 - 1 制度の概要

容器包装の再商品化を円滑に実施するためには、消費者に対し再商品化等に関する情報を提供し分別排出を促進することが必要である。そのため、スチール缶・アルミ缶（平成3年4月から）、ペットボトル（平成5年6月から）、紙製容器包装・プラスチック製容器包装（平成13年4月から）について資源有効利用促進法により容器包装の利用・製造等事業者に対し識別表示を行うことが義務化されている。

9 - 2 識別表示の対象

スチール缶（飲料又は酒類）、アルミ缶（飲料又は酒類）、ペットボトル（飲料、酒類又はしょうゆ）、紙製容器包装（段ボール及び紙パックを除く）及びプラスチック製容器包装（飲料、しょうゆ又は酒類以外のペットボトルを含む）が対象となっている。

9 - 3 表示義務者

容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務と異なり、事業規模の大小に関わりなく、すべての容器包装の利用・製造等事業者に表示義務が課されている。

9 - 4 罰則等

小規模事業者を除く全ての容器包装の利用・製造等事業者に勧告、公表、命令、罰則等の規定が適用される。

